

平成 23 事業年度監事監査報告書

平成 24 年 6 月 12 日

独立行政法人情報通信研究機構
理事長 宮原秀夫 殿

独立行政法人情報通信研究機構

監事 山本一晴 

監事 木弓み 

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）の平成 23 事業年度の業務及び財務諸表等について監査を実施し、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、NICT 監事監査要綱に準拠し、平成 23 年度監事監査方針に基づき、職務を遂行するため、理事長及び理事並びに内部監査部門である監査室職員、さらにその他の職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部統制の状況、随意契約等の契約の状況、保有資産の見直し状況等について重点監査事項として設定し、理事会、推進会議その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況等を調査いたしました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る業務運営について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月企業会計審議会）等に準拠して、職務を適正に行うことを確保するための体制を整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る独立行政法人通則法第 38 条の規定に定める財務諸表及び決算報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 業務の監査結果

事業報告書は、NICT の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

理事長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

なお、今後も、内部統制体制のさらなる充実を図るとともに、契約状況の点検・見直しを引き続き進め、契約の適正化を着実に実施することが重要であると考えます。

(2) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、NICT の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認めます。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

決算報告書は、NICT の予算の区分に従って決算の状況を適正に表示していると認めます。

以上